

BD シナプシス™ 感染症検査統合システム
ソフトウェア使用許諾・サービス約款

2023年10月1日から有効
初版

日本ベクトン・ディッキンソン株式会社

本約款は、日本ベクトン・ディッキンソン株式会社（以下「BD」といいます）の「BD シナプシス™ 感染症検査統合システム」（以下「本ソフトウェア」といいます）の利用に関して、利用者とBDとの間に適用される契約（以下「本契約」といいます）の内容を記載したものです。利用者が本約款の内容を確認する手段やその機会があった場合には、BDに対し本ソフトウェアの利用を申し込んだ時点で本約款の内容に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は本約款に反する利用者の主張は一切受け付けません。

1. 定義

- (1)「ライセンス」とは、本約款で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することが出来る、譲渡および再許諾不可かつ非独占の権利をいいます。
- (2)「接続ライセンス」とは、ライセンスのうち、BD 機器の制御・接続権限を有するライセンスをいいます。
- (3)「アドバンスライセンス」とは、ライセンスのうち、データ統計機能等のデータマネージメント権限を有するライセンスをいいます。
- (4)「利用期間」とは、利用者がBDから本ソフトウェアのライセンスを受けている期間をいいます。利用期間は、接続ライセンスに関しては接続ライセンスがインストールされたBD 機器を交換するまで、アドバンスライセンスに関しては利用者が別途購入する利用権1単位につき1年間とします。
- (5)「BD 機器」とは、本ソフトウェアの制御対象となるBDの機器をいいます。
- (6)「アップデート」とは、バグの修正、パッチ（修正プログラム）、エラーの修正または本ソフトウェアのセキュリティや作動性を維持するために行う改善、修正のことをいいます。
- (7)「専門的サービス」とは、利用者が附属資料に基づいてBDから提供される、メンテナンスおよびサポートを含むサービスをいいます。
- (8)「データ」とは、BD 機器や消耗品に含まれるデータ、BD 機器または消耗品の使用を通じて取得もしくは保存されるデータおよび／またはメンテナンスおよびサポートのサービスの実施中に取得もしくは収集されるデータの総称をいいます。
- (9)「請求代行業者」とは、本約款第4項に定めるライセンスフィーをBDに代わって利用者に請求する、BDの取次店をいいます。

2. ライセンスの付与

(1)BDは利用者に対し、別途BDと利用者との間、またはBDから委託を受けた請求代行業者と利用者間で定めるライセンスフィーを対価として、利用期間中、本ソフトウェアのライセンスを付与します。なお、利用者は、利用期間を超えて本ソフトウェアの利用を希望する場合、及び追加ライセンスを希望する場合、利用期間終了の1ヵ月前までにBDに対しその旨通知するものとし、BDは利用者からの通知を受領後、自らの定める手続に従い、利

用者に対して利用期間を延長の可否を決定するものとします。

(2) 利用者は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのライセンスを第三者に譲渡、販売、頒布、複製、貸与および利用させることは出来ません。

(3) 利用者は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの複製をすることは出来ません。また、ソースコードの解析、翻訳をすることも出来ません。

3. 本ソフトウェアの実行

(1) BD は、各 BD 機器について附属資料に記載のとおり本ソフトウェアを実行し、また、その他の専門的サービスを附属資料に定めるとおり実行するものとします。利用者は、本ソフトウェアがインストールされる機器および BD 機器が接続される全てのコンピューターシステムおよび機器が利用者によって所有され、また当該システムおよび機器を使用する全ての権利を利用者が保有していることを保証します。

(2) 利用者は、本ソフトウェアが実行された後、一定期間内に本ソフトウェアの接続および附属資料に定める専門的サービスの実施に伴う成果物を検査/テストするものとし、当該受入検査終了後に BD はライセンスフィーを請求するものとします。ただし、利用者により本ソフトウェアの受入検査が 20 営業日を超えて遅れた場合、BD は受入検査が終了したのものとして利用者に対しライセンスフィーの請求が可能となることとします。

(3) 利用者の責任により本ソフトウェアのインストールが予定日から 15 営業日を超えて遅れた場合も、前号ただし書と同様とします。

4. ライセンスフィーの支払い

利用者は、別途利用者と請求代行業者との間で定める方法に従って、請求代行業者を通じて BD に対しライセンスフィーを支払うこととします。

5. 知的財産権等

(1) 本ソフトウェアに関する所有権、著作権を始めとする一切の知的財産権（以下「本知的財産権」といいます）は、BD に専属的かつ独占的に帰属します。

(2) 利用者は、本知的財産権に関して、本約款を通じていかなる権利、権原、権益を取得するものではないことを了承するものとします。

(3) BD は、本ソフトウェアのインストールの際に利用者が提案または要求する特定の属性や機能性を、自らの裁量によりアップデートや他の製品に含めることができ、利用者との間で書面による特段の同意が別途なされない限り、それらを利用者以外の他の顧客に無償または有償で、かつ利用者に対し何らの補償をすることなく提供することが出来るものとします。

(4) 利用者は、全ての合法的な目的のためにデータにアクセスし、それらを使用する権利を

BD に許諾します。

6. メンテナンスおよびサポート

(1)BD は、ライセンスフィーが利用者から支払われることを条件として、附属資料に定めるメンテナンスおよびサポートのサービスを利用者に提供するものとします。利用者は、BD が提供するアップデートを自らまたは BD を通じて速やかにインストールするものとします。なお、BD のサポートは原則としてリモートアクセス（遠隔接続）を通じて行われるものとし、例外的に利用者の事業所内でサポートを実施する場合には利用者は BD の社内料率に従って算定されたサポート活動に要する費用を負担するものとします。

(2)利用期間中に BD が本ソフトウェアのアップデートを行う場合、BD は当該アップデートについて利用者に通知を送付することとし、利用者は当該通知を受領後速やかに自らの情報システムとの接続をテストするものとします。なお、アップデートには、BD が本ソフトウェアとは別にライセンスまたは価格を設定するアップグレード、リリース、バージョン、モジュール、製品、または利用者に対し一般に追加のフィーが課されることとなるメンテナンスおよびサポートは含まれないものとします。

(3) 利用者は、附属資料に基づき、本約款第 4 項および附属資料に定めるフィーおよび費用を支払うことにより BD から専門的サービスを受けることが出来るものとします。なお、この場合、利用者は BD からの専門的サービスの提供に先立ち、BD に対し購入オーダーを発行することとします。

7. 期間

(1)本契約の有効期間は、利用期間の始期から利用期間の満了日までとします。

(2)利用者が本約款の規定に違反した場合、BD は何らの催告を要さず直ちに本契約を解除することが出来るものとします。また、利用者に以下の事由が発生した場合も同様とします。なお、これらの事由により BD が本契約を解除した場合、BD は利用者から受領済みのライセンスフィーにつき一切返金いたしません。

①財産の差し押さえを受けた場合

②自らの事業または営業を停止した場合

③破産申請または類似の申請を利用者が行うか、または利用者に対して行われた場合

④暴力団等の反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると合理的に認められる場合

(3)本契約の期間が満了し、または BD により解除された場合には、利用者は直ちに本ソフトウェアの利用を停止し、BD に利用者の全システムから本ソフトウェアを直接接続または遠隔接続によりアンインストールさせ、また全ての関連文書およびその写しを BD に返却するものとします。

8. 秘密保持

利用者は、本契約に基づき知り得た BD の技術上、営業上および業務上の一切の秘密情報につき、本ソフトウェアの利用のため当該情報を必要とする自己の取締役、役員、従業員、コンサルタント、弁護士、会計士および代理人を除くいかなる第三者にも開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下に定める情報は BD の秘密情報に含みません。

- ①知り得た時点で既に利用者が所有または取得していた情報
- ②知り得た時点で公知であった情報
- ③知り得た時点の後、自らの責に帰さない事情により公知となった情報
- ④正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく取得した情報
- ⑤BD の秘密情報によることなく、自ら開発した情報

9. 監査権

利用者は、BD が利用期間内は歴年に 1 回、また、利用者が本約款に違反していると信じるに足る相当な理由がある場合にはその都度、利用者に対し 10 日前の書面による通知を行うことによって、利用者の事業所その他本ソフトウェアが使用されている施設を、本約款の遵守を確認する目的で調査することを了承します。

10. 表明保証

利用者は、本契約の期間中、以下に定める事項について表明し保証します。

- ①本ソフトウェアの利用が現在および将来にわたり第三者のプライバシー、個人の権利または財産権その他の権利を侵害しないこと
- ②本ソフトウェアに関連するデータ、プログラムおよびシステムを保護するために、法規制および業界基準に基づき、適切な物理的、技術的な保護措置を含む合理的かつ適切な保護措置を講じていること

11. 補償

利用者は、以下に定める原因に起因する第三者から BD に対する損害賠償請求、訴訟または法的手続から生じる損失および費用（合理的な額の弁護士費用及び裁判費用を含む）について、BD、その役員、取締役、従業員および代理人に補償することとします。

- ①利用者による本ソフトウェアの使用
- ②利用者の故意、過失に基づく不法行為
- ③利用者による本約款第 10 項に定める保証違反
- ④利用者による本約款の規定違反

12. 責任の限定

(1)本約款中に明確に定められていない限り、本ソフトウェアおよび BD 機器は現状有姿で

提供されるものとし、BD は明示、黙示を問わずいかなる種類の他の保証も行いません。また、本ソフトウェアに関して、その商品性、特定目的に対する適合性、権原または権利の不侵害に関わる保証および本ソフトウェアの正確性、作動性についても保証しません。

(2)本契約に基づく BD の責任は、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合であっても、利用者が発生前 12 か月間の間に支払ったライセンスフィーの総額を上限とします。

(3) BD は、利用者および第三者が本ソフトウェアの利用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生したデータの滅失、サーバーのダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等を含む一切の直接的、間接的または付随的な損害について責任を負わないものとし、

(4)その他、天災、火災、疫病の流行、法律の制定、修正および廃止等を含め、合理的な支配の及ばない状況を原因として BD が本約款上の義務を履行出来ない場合は、BD は利用者に生じた一切の損害に関してその損害を賠償する責任を負わないものとし、

13. 医療行為

(1)利用者は、BD が提供する本ソフトウェアおよびその他の機器、メンテナンス、サポートサービスが利用者の専門的なスキル、判断および臨床的な意思決定に代替するものではないことを了承し、本ソフトウェアの利用の結果取得する情報の使用に関わる全ての責任を負うこととします。

(2)利用者は、本ソフトウェアまたはその他の機器による情報の記録、伝達、処理または表示が医療行為を構成しないことを確認し、自身による本ソフトウェアまたはその他の機器の利用が医療行為に係る法規に違反するとの規制当局の主張、捜査または決定について、BD に迷惑がかからないよう対応することとします。

14. 存続条項

利用期間の終了後であっても、本約款第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項乃至第 9 項、第 10 項乃至第 13 項、第 15 項および本項の規定は、なお有効に存続するものとし、

15. 準拠法および管轄

(1)本契約および本約款は日本国の法律を準拠法とします。

(2)本契約または本約款に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附属資料

1. 目的

この附属資料は、本約款に基づいた、各 BD 機器に関する本ソフトウェアの実行およびメンテナンスおよびサポートサービスの実施条件を文書化するためのものです。

2. 利用者の責任

(1)利用者は、BD が本ソフトウェアをインストールするにあたり、以下の責任を負うものとします。

①BD が本ソフトウェアのインストールを行うにあたり、必要な全ての関連システム、第三者のソフトウェア、(インターネットの接続を含む) ネットワークへのアクセス、手続的セキュリティの確保、維持および管理

②物理サーバーや仮想サーバー、インフラストラクチャー、接続およびアプリケーションのために必要なネットワーク環境の BD への提供

③利用者のオンプレミス (構内) サーバーへのアクセスの BD への提供

(2)利用者は、BD が本ソフトウェアのインストールを完了した後、速やかに以下の受入検査を行うものとします。なお、利用者は、前項の受入検査を行うために、利用者の情報システムの納入業者にサポートを求めることができるものとします。

①接続された BD 機器のデータを本ソフトウェアに転送することができること

②収集されたデータを適切な報告およびダッシュボードに使用することができること

③BD 機器から得られた結果が BD のインターフェース (接続) 仕様に基づいて利用者の情報システムと連携できること

(3) 受入検査の結果、本ソフトウェアに不具合が発見された場合は、利用者は本ソフトウェアのインストールから 20 営業日以内に BD にその旨通知するものとし、BD は当該通知を受領後、当該不具合を是正するために合理的な努力を払い当該不具合を是正するものとします。BD が当該通知受領後 60 営業日以内に当該不具合を是正出来なかった場合、利用者は BD に書面で通知することにより本ソフトウェアの利用契約を解除することができるものとします。

3. サービス

(1)附属資料に規定される BD が行うサービスは、当初の製品トレーニングを除き、遠隔で提供されるものとします。なお、製品トレーニングに関しては利用者の指定する事業所において 1 回に限り行われるものとします。

4. メンテナンスおよびサポート

(1)本契約に基づくサポートは、BD の営業時間内に以下の通り提供されるものとします。なお、利用者が当該時間帯以外の時間に BD のサポートを要請する場合は、利用者は別に定めるオンコール料率を適用した金額を支払うものとします。ただし、BD の都合により当該時間帯以外の時間のサポートをお断りする可能性があることを了承するものとします。

①電話サポート：BD の営業日 9：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）

②訪問サポート：BD の営業日 9：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）

(2)BD によるソフトウェアのサポートの対象は、本ソフトウェアの現行バージョンおよびその直前のバージョンとします。

(3)利用者は、以下に規定するものが BD によるサポートの対象外であることを了承します。

①本ソフトウェア以外のハードウェアに関する問題

②BD の従業員による、利用者の事務所への訪問によるサポートの提供

③BD が提供していないソフトウェアまたはシステムのサポート

④利用者の情報システムのアップグレードまたはその他の変更

⑤利用者のハードウェア、運営システム、その他のミドルウェアのプラットフォームのサポート、インストールまたは原状回復

⑥利用者に提供されたにも関わらず実行されなかったアップデートにおいて発生した問題

(4)利用者は、以下に起因して発生した問題についても BD によるサポートの対象外であることを了承します。

①本契約に基づき BD が提供していない他の第三者のソフトウェアの故障、エラーまたは使用に基づき発生した問題

②ネットワーク、電力供給または接続の障害により発生した問題

③BD の従業員以外の第三者により本ソフトウェアに加えられた修正または改変の結果生じた問題

④利用者の事業所以外の場所における本ソフトウェアの使用に関して発生した問題

⑤その他利用者の不適切な運用、本ソフトウェアの使用法と異なる使用により生じた問題